

# 証券税制について

平成22年5月31日

金融庁



# 1. 主な金融商品に対する課税

商品名	利益の内訳	課税方法	所得区分
預貯金	利子	20%源泉分離	利子所得
利付債	利子	20%源泉分離	利子所得
	売却益（損）	非課税（損はなかったものとされる）	—
	償還益（損）	総合課税	雑所得
割引債	償還益	発行時に18%源泉分離	雑所得
上場株式等 （上場株式、公募株式投資信託、ETF、上場REIT等） （注1）	配当・分配金	10%源泉徴収（24年以降20%）の上、 ①申告不要 ② { 10%申告分離（24年以降20%） 又は 総合課税（注2）	配当所得
	売却益（損）	・ 10%申告分離（24年以降20%） ・ 特定口座（源泉徴収あり）の場合は、 10%源泉徴収（24年以降20%）の上、申告不要	譲渡所得等
市場デリバティブ取引等	決済差益（損）	20%申告分離	雑所得等
店頭デリバティブ取引等	決済差益（損）	総合課税	雑所得等

（注1）上場株式等の配当等と譲渡損の間で損益通算が可能。

（注2）総合課税を選択した場合、配当所得に一定率（上場株式：10%、公募株式投資信託：5%など）を乗じた金額を税額から控除可能。

## 2. 証券税制に係る今後の見通し

平成22年

平成23年

平成24年

平成25年以降

上場株式等の配当・譲渡益

軽減税率(10%)(23年末まで)

本則税率(20%)

少額投資非課税制度  
(日本版ISA)

22年度改正で法制化(導入準備)

導入(本則税率適用時)

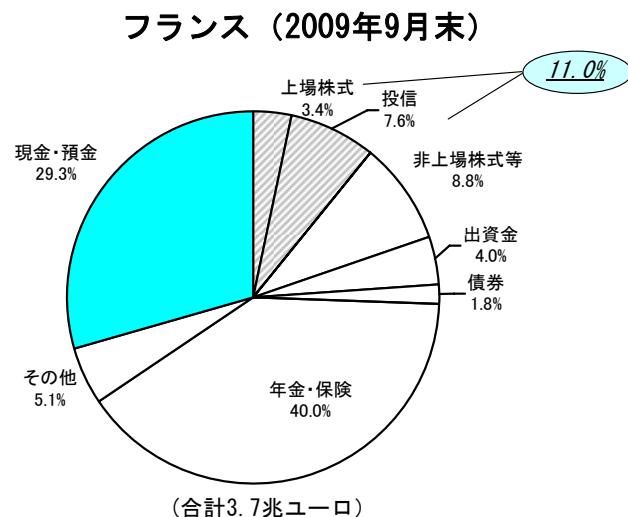
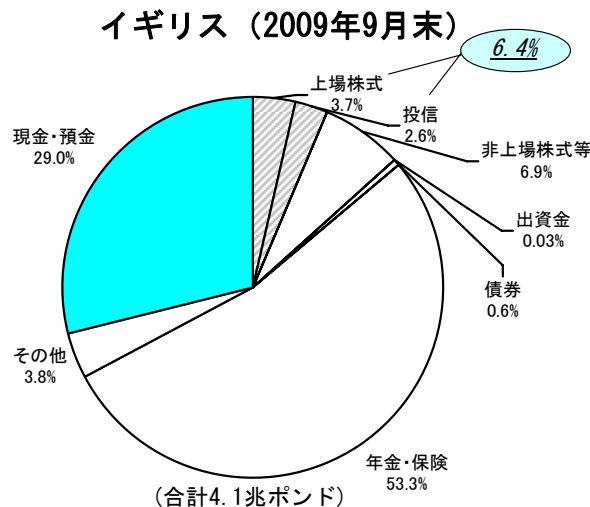
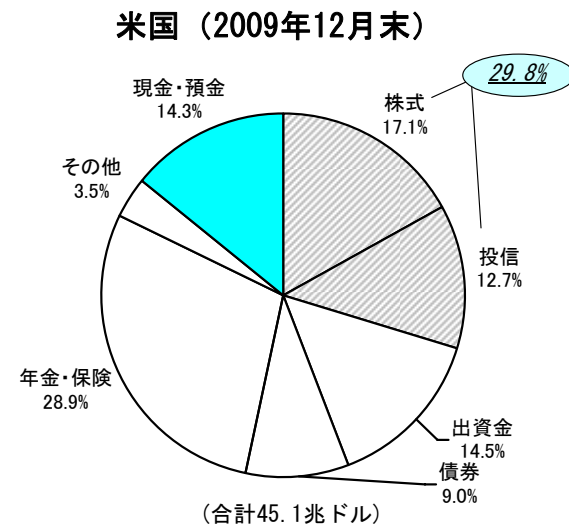
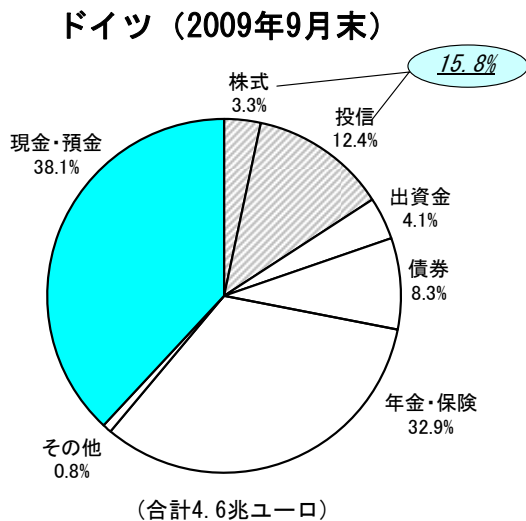
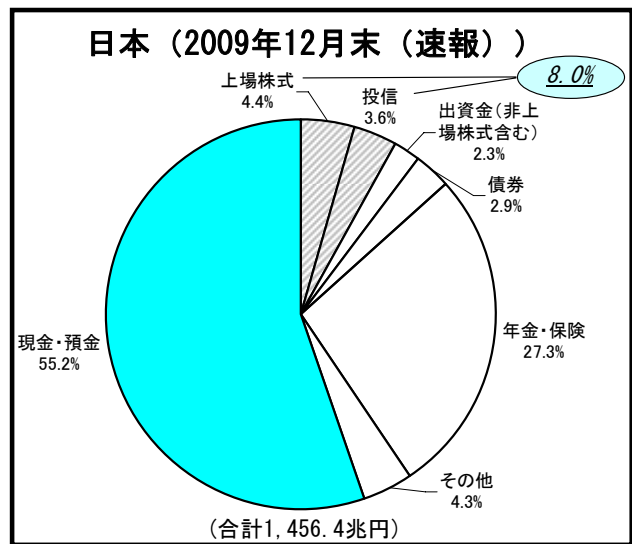
損益通算  
(上場株式等の配当・譲渡損)

21年より実施

預金、債券、デリバティブ等についても  
損益通算の対象とすることを検討

# 3. 家計等の金融資産の構成比(日・独・米・英・仏)

わが国の個人金融資産の半分は現金・預金であり、諸外国に比べて高い比率。



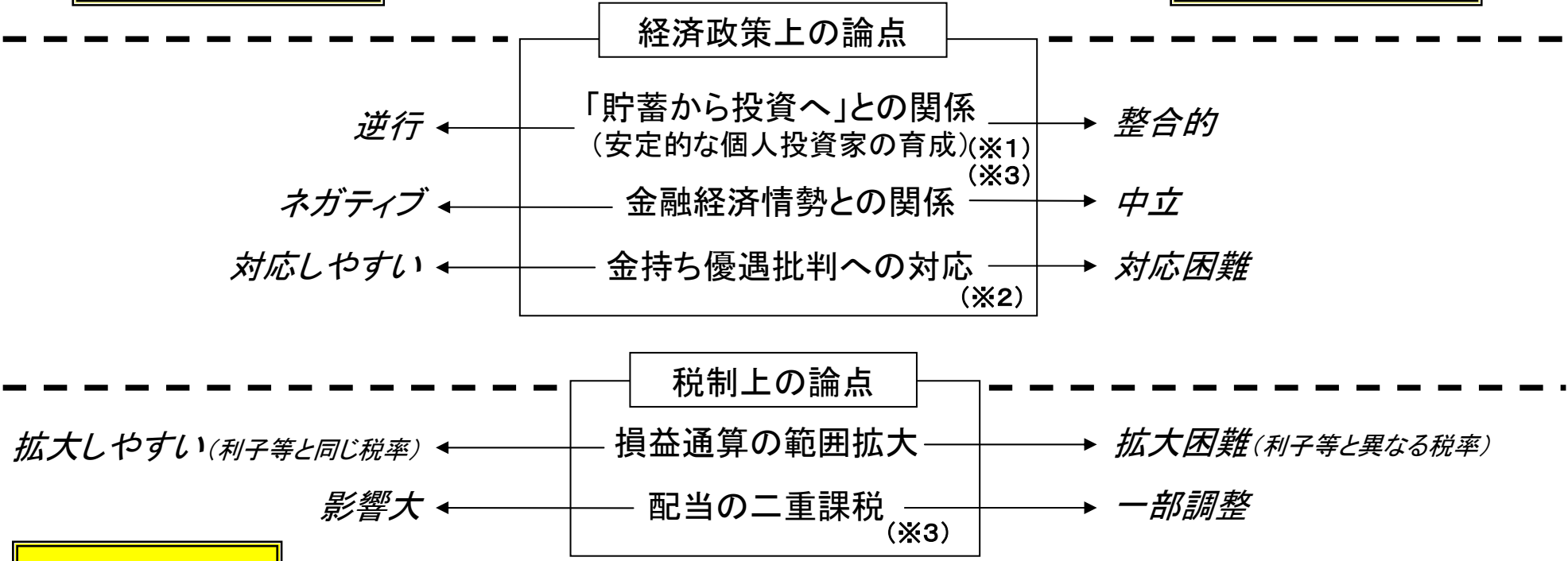
(注) 日本は「家計」をベースとした値。アメリカ、ドイツ、イギリス、フランスは「家計」+「民間非営利団体」をベースとした数値である。

(出典) 日本: 日本銀行「資金循環統計」、アメリカ: Federal Reserve Board "Flow of Funds Accounts"、イギリス: Office for National Statistics "Financial Statistics Consistent" ドイツ: Deutsche Bundesbank "Monthly Report"、フランス: Banque de France "Quarterly financial accounts France"

# 4-1. 軽減税率に係る論点(概要)

配当20%  
 譲渡益20%  
 【本則税率】

配当10%  
 譲渡益10%  
 【軽減税率】



**過去の検討**

(※1)

**長短分離**

〔長期キャピタルゲイン 10%〕  
〔短期キャピタルゲイン 20%〕

<問題点>  
・モラルハザード (トーナメント問題)  
・取得時期等の管理問題

(※2)

**限度額**

〔配当(譲渡益) 100万円(500万円)以下 10%〕  
〔100万円(500万円)超 20%〕

<問題点>  
・確定申告の負担  
・国民健康保険料等への影響

(※3)

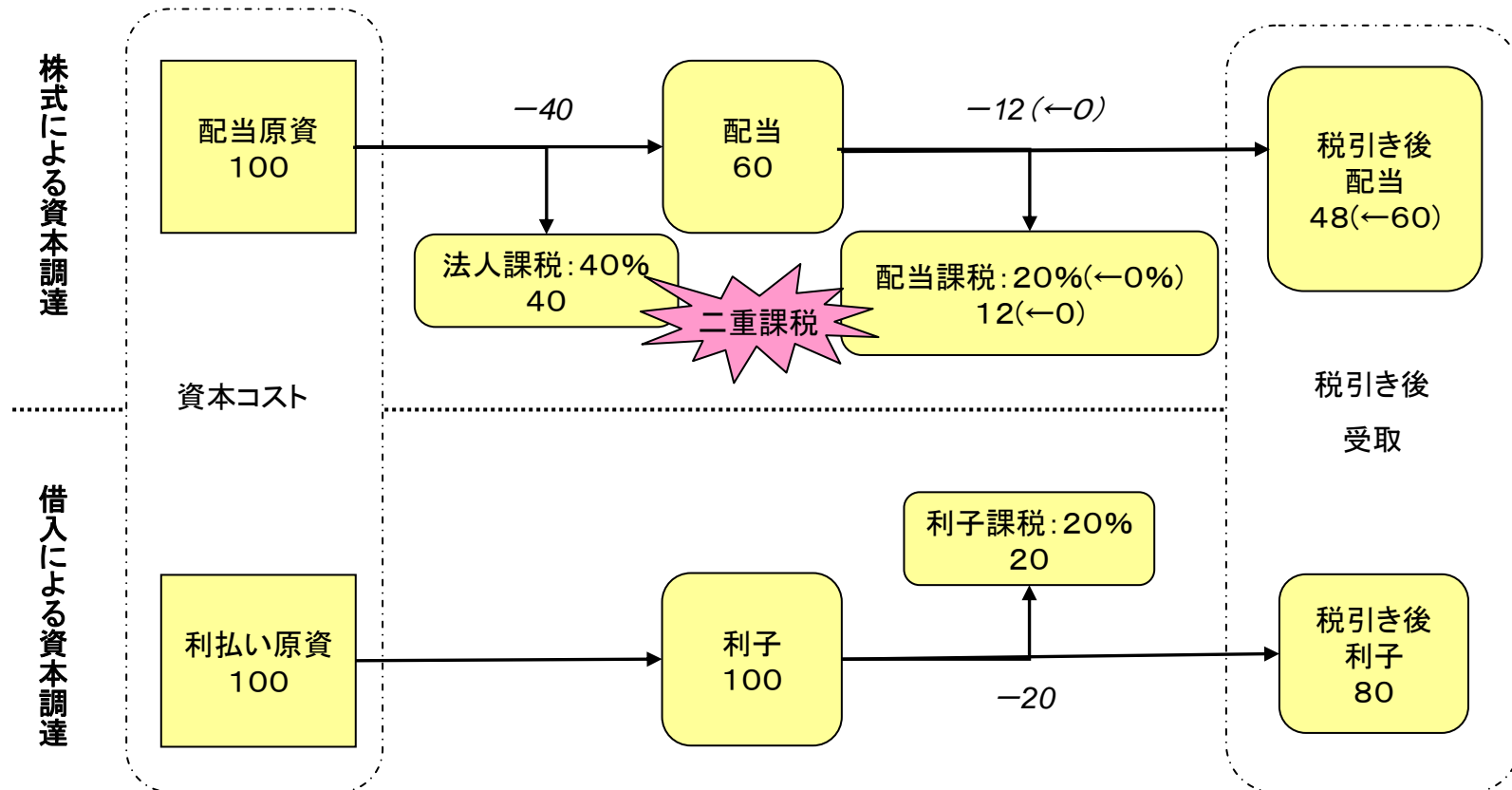
**配当10% 譲渡益20%**

<問題点>  
・損益通算の煩雑化

## 4-2. 配当の二重課税問題

### 法人(発行体)の資本調達に与える影響

- 法人(発行体)からの配当は既に法人税が課税されているため、同じ配当を受けた個人投資家に対して所得税が課税されると二重課税が生じる。



## 4-3. その他の軽減税率に係る論点(詳細)(1)

### 1. 長期保有の促進

- 長期保有促進のため、長期保有株式の譲渡益に係る税率を10%、短期保有株式の譲渡益に係る税率を20%とすることも考えられるが、その場合、損益通算の過程でモラルハザードが起こる可能性。

(注) 下図①で損益通算 ⇒ 税額は $3+16=19$

下図②で損益通算 ⇒ 税額は $10+2=12$

- 長短を区分するための取得時期や取得価額の管理が実務上困難。

損益通算のモラルハザード

	10% 長期キャピタルゲイン	20% 短期キャピタルゲイン
利益	100	80
損失	▲ 70	

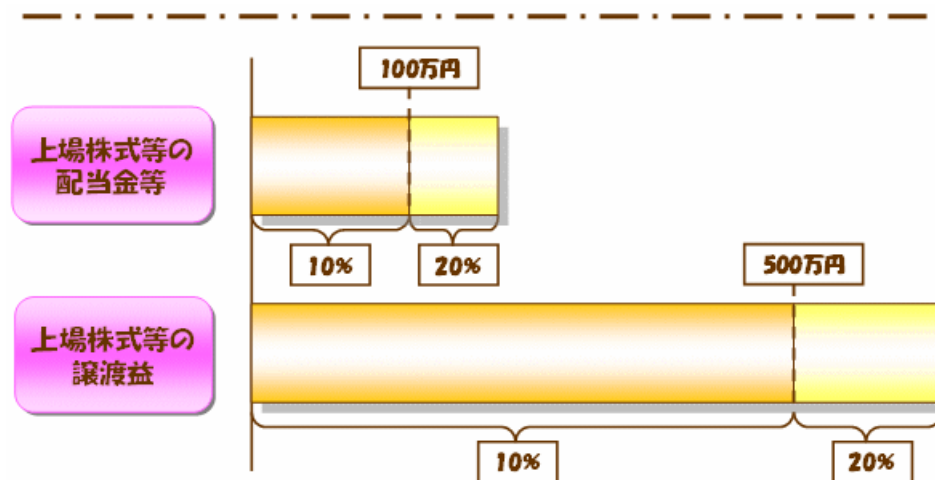
## 4-4. その他の軽減税率に係る論点(詳細)(2)

### 2. 金持ち優遇批判

- 過去導入が予定されていた限度額の仕組み(注1)を設定すると、納税者は、限度額を超過した場合に確定申告が義務付けられ、手間がかかるとともに、税以外の不利益(注2)を被ることとなる。

(注1) 配当100万円、譲渡益500万円を超えた場合、それらを超えた部分につき軽減税率(10%)ではなく20%の税率が適用される。更に、源徴税率は10%であるため、限度額を超えた場合、追加納税のための確定申告が必要となるもの。  
(本制度については、平成20年度税制改正で措置され、翌年、適用前に廃止。)

(注2) 税以外の不利益として、確定申告に伴い所得が捕捉されることで、国民健康保険料等の額が増加することが挙げられる。

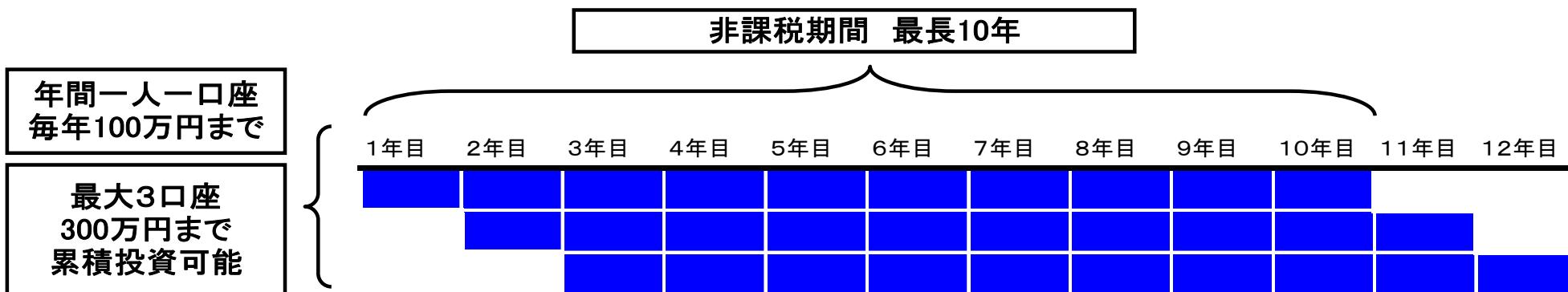




## 5. 少額の上場株式等投資のための非課税措置(日本版ISA)

### 【制度の概要】

1. 非課税対象 : 上場株式等の配当、譲渡益
2. 非課税投資額 : 毎年、新規投資額で100万円を上限  
(未使用枠は翌年以降繰越不可)
3. 非課税投資総額 : 300万円 (100万円 × 3年間)
4. 保有期間 : 最長10年間
5. 途中売却 : 自由 (ただし、売却部分の枠は再利用不可)
6. 口座開設数 : 年間1人1口座 (毎年異なる金融機関に口座開設可)
7. 開設者 : 居住者等
8. 年齢制限 : 20歳以上
9. 導入時期 : 平成24年1月1日 (20%本則税率化にあわせて導入)




## 6-1. 金融商品間の損益通算の範囲拡大(債券税制の見直し)

### 【大綱の概要】

- 金融証券税制については、金融商品間の損益通算の範囲の拡充に向け、平成23年度改正において、公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直すことを検討する。

### 損益通算の範囲拡大

	インカムゲイン	キャピタルゲイン
上場株式・公募株式投信	配当所得(申告分離)	譲渡所得(申告分離)
債券・公社債投信・預金	利子所得(源泉分離)	非課税
先物取引(取引所取引)	雑所得(申告分離)	

 は、現行、損益通算が認められている範囲

平成23年度改正において、公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直すことを検討する。

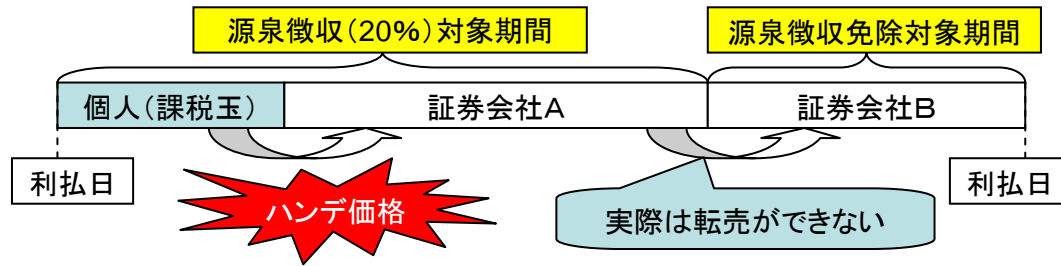
## 6-2. 個人投資家から見た債券税制の課題(1)

### ■ デフォルト債券の損失

発行体の破綻等によるデフォルト債券の損失は、税制上、家事費と扱われ他の金融所得と損益通算ができない。

### ■ 中途換金時のハンデ価格(課税玉・非課税玉の分断)

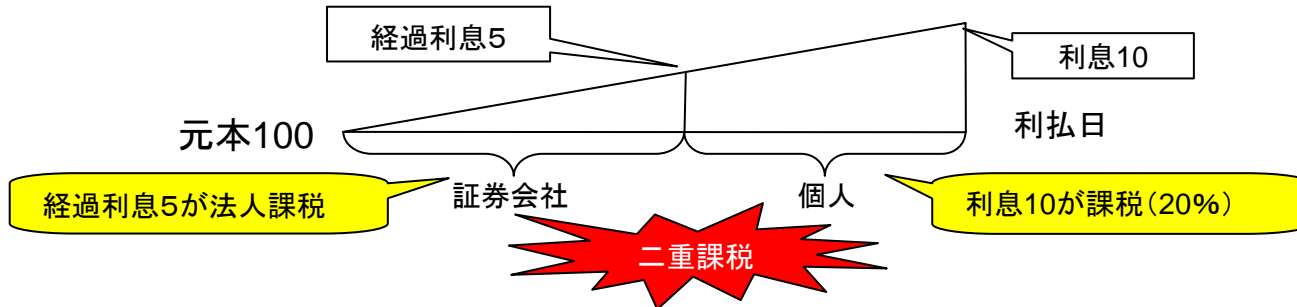
- 金融機関等の受取る債券利子については、当該金融機関等が債券を保有していた期間に係る部分のみ源泉徴収が免除。
- 個人から証券会社Aに債券を売却した場合、個人の保有していた期間に係る利子(経過利子)については、証券会社Aが源泉税額相当額(20%)を売却時に差し引きこれを利払日に納付することで個人の課税関係は完了。
- しかしながら、利払日前に当該債券を証券会社Bに転売してしまうと本来源泉徴収の必要がない証券会社Aの保有していた部分まで源泉徴収の対象。(実務上、証券会社Aが保有していた期間の情報を証券会社Bに引き継げない)
- このため、当該債券は、利払日まで他の証券会社に転売できないことを前提に売却されるため、市場価格より低い価格(ハンデ価格)で売買されている現状。



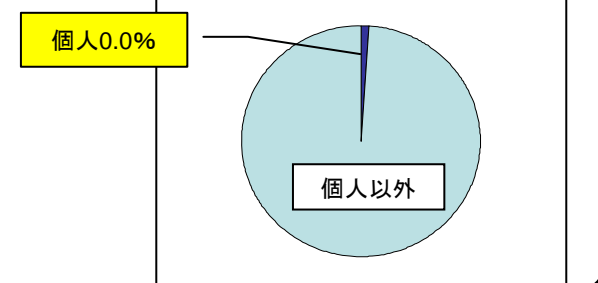
【ハンデ価格の実例】(国債の買取価格)  
個人からの場合.....99.857円  
金融機関からの場合.....100.067円

### ■ セカンダリ・マーケットでの二重課税

証券会社からセカンダリ・マーケットで個人投資家が債券を購入する場合、当該個人投資家が証券会社に支払う経過利息部分については証券会社において法人課税される一方、利払日には経過利息を含めた全期間の利息について源泉税が課されることとなり、二重課税が発生する。



### 社債の投資家別保有状況

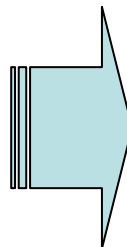


# 6-3. 個人投資家から見た債券税制の課題(2)

## 債券の利子・譲渡所得を申告分離方式とする案

- 債券の利子・譲渡所得については、損益通算を前提に申告分離課税(20%)とする。
- 債券利子については、利払い日の属性(金融機関等保有、個人保有)によって、源泉徴収の有無を判定する。  
(現行、利払い日に証券会社の保有する債券の利子であっても、個人が保有していた部分に係る利子については、源泉徴収の対象)

現 行	
利子所得	源泉分離課税(20%)
譲渡益 (譲渡損)	非課税 (譲渡損はなかったもの)
源泉徴収	利払日に証券会社が保有している場合でも、個人の保有していた部分に係る利子は源泉徴収(20%)



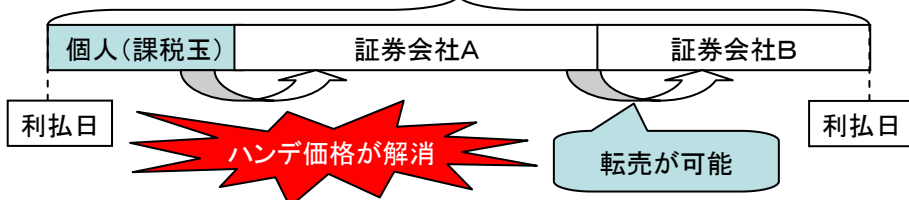
申告分離方式案	
利子所得	申告分離課税(20%)
譲渡益 (譲渡損)	申告分離課税(20%) (譲渡損は他の金融所得と損益通算が可能)
源泉徴収	利払日の属性(金融機関等保有、個人保有)によって源泉徴収を判定

## 個人投資家から見た現行債券税制の課題が解消

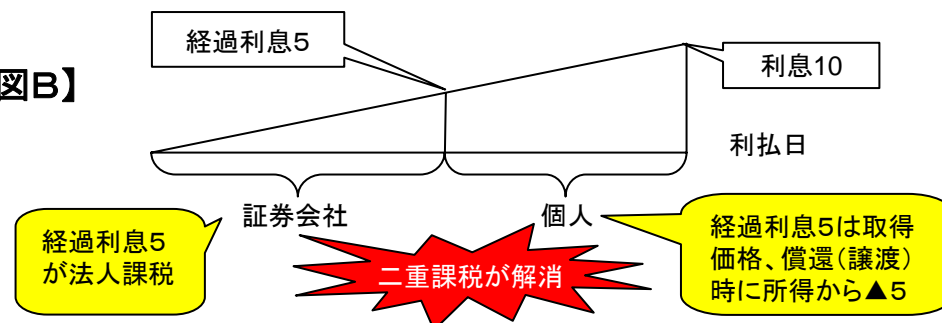
- **デフォルト債券の損失について損益通算が可能に**  
上場株式と同様、損失部分については、譲渡損失とすることで他の金融所得(債券利子等)と損益通算を行うことが可能。
- **中途換金時のハンデ価格が解消(個人の換金が容易に)【図A】**  
個人投資家から証券会社に売却した債券であっても、個人の保有部分の源泉徴収が廃止となるため、市場で転売されるようになる。この結果、ハンデ価格が解消し、個人投資家は、市場価格と同じ価格で中途換金が可能。
- **セカンダリ・マーケットでの二重課税が解消【図B】**  
投資家がセカンダリ・マーケットで債券を購入する時に証券会社に支払った経過利息部分については、債券の取得価格に含まれ償還時(譲渡時)に損失として認識されるので、他の金融所得(債券利子等)と損益通算することにより二重課税が解消。

【図A】

源泉徴収免除対象期間



【図B】



## 6-4. 個人投資家から見た投資信託税制の課題

### □ 現行税制の課題(公社債投資信託と株式投資信託の取扱い)

実際の投信の運用資産でなく、投信の約款により公社債投信と株式投信が区分されるため、実際に公社債のみを運用している投信であっても約款上株式に投資できるものであれば株式投信として区分され、投資家にとってわかりにくい税制。

	分配時	譲渡時	解約時
公社債投信	利子所得 20%源泉分離	非課税 (損失はなかったもの)	利子所得 20%源泉分離
株式投資信託 (公募・上場)	配当所得 源泉徴収10% ①申告不要 又は ②総合課税若しくは10%申告分離課税	譲渡所得 10%申告分離課税	譲渡所得 10%申告分離課税
株式投資信託 (私募)	配当所得 源泉徴収20%+総合課税	譲渡所得 20%申告分離課税	①解約→配当所得 源泉徴収20%+総合課税 ②買取→譲渡所得 20%申告分離課税

### □ 主要国の制度(投資信託)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税の時期	分配時に課税	分配時に課税	投資収益のすべてが分配されたときみなされ課税	投資収益のすべてが分配されたときみなされ課税	分配時に課税
所得区分	①公社債投信→ 利子所得 ②その他→ 配当所得	分配の源泉に応じて課税	①公社債投信→ 利子所得 ②その他→ 分配の源泉に応じて課税	金融所得として課税	分配の源泉に応じて課税
利益の分配規制	①契約型→ なし ②法人型→ 投資収益の90%超を分配しない場合は法人段階で課税	投資収益の90%を分配しない場合は、すべての投資収益が課税	外国籍投信については、投資収益の85%以上を分配	なし	なし

## 6-5. 個人投資家から見たデリバティブ取引税制の課題

### □ 現行税制

	取引所取引	店頭取引
収 益	分離雑所得 20%申告分離	総合雑所得
損 失	分離雑所得内で損益通算可能 3年間の繰越控除可能	総合雑所得内で損益通算可能 繰越控除不可

### □ 課題

- ・ 取引所取引と店頭取引とで課税関係が異なる
- ・ 損益通算が制限されており、現物取引と損益通算が認められない
- ・ デリバティブの課税の取扱いが不明瞭な点が多い

### □ 主要国の制度(デリバティブ)

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
収 益	譲渡所得※	譲渡所得	金融所得	個別に判断
損 失	譲渡所得と損益 通算可能	譲渡所得と損益 通算可能	金融所得内で損 益通算可能	

※ 外貨建てであり、かつ原資産が債券、先渡契約、先物契約、スワップ、オプションである場合は、通常所得

# 7-1. 個人投資家に係る証券税制の国際比較(1)

2010年5月時点

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
株式等	譲渡益課税 10% (分離課税) ※2011年末までの時限措置 (2012年以降は20%)	長期(12ヶ月超保有): 2008年から 0%、15% +地方税 (税率 10, 15, 25, 28, 33, 35%) ※2010年末までの時限措置 (注1) 短期: 10%~35%+地方税	18%(分離課税) 〔土地等の譲渡益と合わせて 10, 100ポンドが 非課税〕	25%(分離課税) (注3) 〔年間配当・利子・譲渡益を あわせて801ユーロ以下であれば 非課税 一定の場合は 総合課税(0-45%)を選択可能 (注4)〕	長期(8年超保有): 非課税 (所得税 (注5)) 短期: 18% (分離課税) (注5) 〔年間譲渡額25, 830ユーロ 以下であれば 非課税〕
	配当課税 申告不要 (源泉徴収: 10%) ※2011年末までの時限措置 (2012年以降は20%) 又は、以下のいずれかを選択 ① 5%~40%+住民税+配当控除 (総合課税) ② 10% (分離課税)	2008年から 0%、15% +地方税 (税率 10, 15, 25, 28, 33, 35%) ※2010年末までの時限措置 (注1) (源泉徴収: なし)	部分的 (注2) インピュテーション方式 0%、10%、42.5% (源泉徴収: なし) (総合課税)	25%(分離課税) (注3) 〔年間配当・利子・譲渡益を あわせて801ユーロ以下であれば 非課税 一定の場合は 総合課税(0-45%)を選択可能 (注4)〕	18% (源泉分離課税) (注5) 又は 受取配当の60%を 課税所得に算入のうえ 0~40% (総合課税) (源泉徴収: なし) (注5) 〔少額株式配当(年間1, 525ユーロ) 非課税〕
利子課税	20% (源泉分離課税)	10%~35%+地方税 (源泉徴収: なし) (総合課税)	0%、20%、50% (源泉徴収: 20%) (総合課税)	25% (分離課税) (注3) 〔年間配当・利子・譲渡益を あわせて801ユーロ以下であれば 非課税 (注4) 一定の場合は総合課税(0-45%)を選択可能〕	18% (源泉分離課税) (注5) 又は 0~40% (注5) (源泉徴収: なし) (総合課税)

(注1) 2010年大統領予算案において、年間合計所得が200,000ドル(夫婦合算の場合は250,000ドル)以下の者については、軽減税率を恒久化することが提言。

(注2) イギリスにおける部分的インピュテーション方式とは、受取配当にその1/9を加えた額を課税所得に算入し、算出税額から受取配当額の1/9を控除する方法。

(注3) ドイツは他に連帯付加税(税額の5.5%)が課税される。法人税率を引き下げたうえ(25%→15%+地方税)、金融所得の一元課税を導入。また、法人においては、EBITDA(利子、税金、償却前利益)の30%を超過する支払利子について損金算入制限を措置。

(注4) 適用される累進税率が25%以下の場合、総合課税選択可能。又、25%以上の株を保有する大口株主等については、受取配当の60%を課税所得に算入し総合課税を選択可能。

(注5) フランスは他に社会保障関連税(12.1%)が課税。

# 【参考1】英仏における二重課税調整措置

イギリス

＜部分的インピュテーション方式＞

受取配当額にその1/9を加えた額を課税所得に算入し、算出された税額から受取配当額の1/9を控除する方法

受取配当額 1/9

課税所得  
×  
税率

算出された税額

1/9

納税額

配当の二重課税を調整するため、受取配当額の1/9を税額から控除。

フランス

＜受取配当60%方式＞

受取配当額の60%を課税所得とする方法

受取配当額

60%

課税所得  
×  
税率

納税額

配当の二重課税を調整するため、受取配当額の60%を課税所得に算入。



# 7-2. 個人投資家に係る証券税制等の国際比較(2)

2010年5月時点

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
損益通算の範囲	<p><b>上場株式等の配当・譲渡所得</b>                      ✓上場株式の損失                      ✓公募株投の損失</p> <p><b>取引所先物取引等の雑所得</b>                      ✓有価証券先物取引の損失                      ✓FX取引の損失                      ✓商品先物の損失</p> <p>上場株式等の無価値化損失は、株式等の譲渡所得の範囲内で損益通算可能</p> <p>預金のペイオフ損失・債券のデフォルト損失は、家事費とみなされ他の所得との損益通算不可</p>	<p><b>譲渡所得</b>                      ✓株式の損失(無価値化損失を含む)                      ✓投信の損失                      ✓債券の損失(デフォルト損失を含む)                      ✓土地等の損失                      ✓デリバティブの損失</p> <p><b>通常所得<sup>(注1)</sup></b>                      ✓預金のペイオフ損失                      ✓為替差損</p> <p>譲渡損失と通常所得との損益通算は、年間3,000ドルを上限に損益通算が可能</p>	<p><b>譲渡所得(株式・土地等)</b>                      ✓株式の損失(無価値化損失を含む)                      ✓投信の損失                      ✓土地等の損失                      ✓デリバティブの損失                      ✓為替差損</p> <p>預金のペイオフ損失・債券のデフォルト損失は、他の所得との損益通算不可</p>	<p><b>金融所得<sup>(注2)</sup></b>                      ✓株式の損失(無価値化損失を含む)<sup>(注3)</sup>                      ✓投信の損失                      ✓債券の損失(デフォルト損失を含む)                      ✓デリバティブの損失                      ✓預金のペイオフ損失                      ✓為替差損</p>	<p><b>譲渡所得(有価証券等)<sup>(注4)</sup></b>                      ✓株式の損失(無価値化損失を含む)                      ✓投信の損失                      ✓債券の損失(デフォルト損失を含む)</p>
繰越控除	<p>上場株式等、取引所先物取引等の損失については、それぞれの範囲内で3年間繰越可能</p>	<p>譲渡所得の損失については無期限の繰越可能</p>	<p>譲渡所得(株式・土地等)の範囲内で無期限に繰越可能</p>	<p>金融所得の範囲内で無期限の繰越可能</p>	<p>譲渡所得(有価証券等)の範囲内で10年間の繰越可能</p>

(注1) 通常所得は、給与、事業、利子、配当、雑所得。

(注2) 金融所得は、利子所得、配当所得、株式譲渡所得、デリバティブ等に係る譲渡所得等を含む。

(注3) 株式の譲渡損は、(税収確保のため)株式の譲渡所得とのみ損益通算が可能。

(注4) デリバティブの損失、預金のペイオフ損失、為替差損の取扱いについては明確に定める規定がないため、事象ごと個別に判断する必要がある。

# 7-3. 個人投資家に係る証券税制の国際比較(3)

2010年5月時点

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
各国の税制措置	<p><b>ISA口座(時限措置)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上場株式等の配当・譲渡益非課税(年間取得額100万円が上限)</li> <li>・平成24年1月から26年末までの3年間</li> </ul>		<p><b>ISA口座(恒久措置)</b></p> <p>配当・利子・譲渡益非課税(年間取得額10,200ポンド(約140万円)が上限)</p>		<p><b>PEA口座</b></p> <p>再投資される配当・譲渡益の非課税(年間取得額132,000ユーロ(約1,490万円)が上限)</p>
	<p><b>確定拠出年金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業型確定拠出年金(従業員が対象)において、個人拠出は認められていない。</li> <li>・企業の拠出上限は年間612,000円</li> <li>・今国会(第174回)において、個人拠出を認め所得控除の対象とする改正案を提出。</li> <li>・改正案の個人拠出額は、①年間612,000円—事業主拠出 ②事業主拠出額のいずれか少ない金額が上限</li> </ul> <p><b>エンジェル税制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①一定のベンチャー企業(設立3年未満)への投資額(1,000万円を上限)を総所得金額から控除</li> <li>②一定のベンチャー企業(設立10年未満)への投資額(上限なし)を他の株式譲渡所得から控除の選択</li> </ul>	<p><b>401(k)プラン</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の拠出額を所得控除(年間16,500ドル(約150万円)が上限)</li> <li>・企業拠出を含め401(k)口座の拠出上限は年間49,000ドル(約450万円)</li> </ul> <p><b>IRA</b></p> <p>個人の拠出額を所得控除(Roth IRAと合算して5,000ドル(約50万円)が上限)</p> <p><b>Roth IRA</b></p> <p>個人の拠出額(IRAと合算して5,000ドル(約50万円)が上限)に係る運用益について非課税</p>	<p><b>VCT(ベンチャーキャピタルトラスト)</b></p> <p>配当・譲渡益非課税・投資額30%の税額控除(年間投資額200,000ポンド(約2,660万円)が上限)</p>	<p><b>リースター年金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①拠出額の所得控除2,100ユーロ((年間約20万円)が上限)</li> <li>②補助金(基本154ユーロ(約1万円))の選択</li> </ul>	

(注)為替レート of 換算は5月27日時点: 1ドル=91円、1ユーロ=113円、1ポンド=133円